4 - 1 目	標の対象である審議会等委員への女性の登用(都道府県・政令指定都市)									
****		目標の対象である審議会等					法律又は政令による審議会等 *注1			
都道府県 政令都市	目標値(目標期限)	審議会 等数	うち女性 委員を含 む審議会 等数	審議会委員 総数に占め る女性比率 (%)	調査年月	審議会 等数	うち女性 委員を含 む審議会 等数	審議会委員 総数に占め る女性比率 (%)	調査年月	
北海道	30%(平成19年度末までの できるだけ早い時期に)	145	134	24.0	平成15年6月1日	48	45	17.0	平成15年6月1日	
青森県	50%(平成18年度まで)	76	72	35.9	平成16年4月1日	27	26	31.0	平成16年4月1日	
岩手県	50%(平成22年度まで)	72	68	28.8	平成16年4月1日	28	25	26.7	平成16年4月1日	
	40%(平成22年度まで) 50%(平成22年度まで)	97	92	29.1	平成16年4月1日	30	24	22.8	平成16年4月1日 平成16年3月31日	
秋田県山形県	50%(平成22年度まで) 30%(平成17年度まで)	210 86	189 77	27.8 26.3	平成16年3月31日 平成16年3月31日	29 25	26 24	22.3 23.0	平成16年3月31日 平成16年3月31日	
福島県	33.3%(平成22年度まで)	65	64	29.9	平成16年3月31日	26	26	27.9	平成16年3月31日	
茨城県	30%(平成17年度まで)	63	62	25.2	平成16年3月31日	31	27	17.8	平成16年3月31日	
栃木県	35%(平成17年度まで)	77	69	29.0	平成16年3月31日	29	26	26.8	平成16年3月31日	
群馬県	33.3%(平成17年度まで)	103	93	24.9	平成16年3月31日	28	27	21.8	平成16年3月31日	
埼玉県	40%(平成22年度まで)	73	72	29.2	平成16年4月1日	27	27	24.1	平成16年4月1日	
千葉県東京都	30%(平成17年度まで) 35%(平成16年度まで)	147 173	138 141	23.3 22.8	平成16年4月1日 平成15年4月1日	29 33	28 30	16.1 14.0	平成16年4月1日 平成15年4月1日	
	35%(平成16年度まで) 35%(平成19年度末まで)	91	91	30.0	平成15年4月1日 平成16年4月1日	30	27	21.4	平成15年4月1日	
新潟県	30%(平成19年度末より)	67	61	25.0	平成15年12月1日	27	24	18.6	平成16年4月1日	
富山県	30%超(平成17年度まで)	91	88	28.5	平成15年6月1日	31	26	19.8	平成15年6月1日	
石川県	30%(平成17年度末まで)	124	116	26.4	平成16年3月31日	34	28	21.7	平成16年3月31日	
福井県	30%(平成17年度まで)	123	113	26.0	平成16年3月31日	30	26	19.5	平成16年3月31日	
	33.3%(平成18年度まで)	95	74	27.3	平成16年4月1日	28	25	24.1	平成16年4月1日	
長野県	35%(平成17年度まで)	65	50	27.3	平成16年4月1日	22	20	23.6	平成16年4月1日	
岐 阜 県 静 岡 県	35%(平成20年度まで) 35%(平成22年度まで)	172 86	161 72	30.6 26.2	平成16年3月31日	29 27	28 25	27.6 25.6	平成16年3月31日 平成16年4月1日	
愛知県	30%(平成22年度まで) 30%(平成17年度まで)	64	57	29.0	平成16年4月1日 平成16年4月1日	29	27	19.7	平成16年4月1日	
三重県	32%(平成17年度よで)	86	76	29.2	平成16年4月1日	30	28	25.1	平成16年4月1日	
滋賀県	30%(平成22年度まで)	106	101	29.1	平成16年3月31日	24	24	25.8	平成16年3月31日	
京都府	33.3%(平成17年度まで)	87	87	30.0	平成16年3月31日	27	27	24.4	平成16年3月31日	
	3分の1(平成17年度末まで)	74	74	33.0	平成16年4月1日	31	31	21.9	平成16年4月1日	
兵庫県	30%(平成17年度まで)	244	224	24.7	平成15年3月31日	28	25	16.7	平成15年3月31日	
奈良県	30%(平成17年まで) 40%(平成22年度まで)	151	113	24.1 27.0	平成16年3月31日	26	23 24	22.7 19.6	平成16年3月31日	
鳥取県	40%(平成22年度よと) 40%(平成17年度まで)	111 68	102 51	42.9	平成16年4月1日 平成16年4月1日	28 23	23	40.2	平成15年6月1日 平成16年4月1日	
島根県	40%(平成17年度まで)	71	62	36.8	平成16年4月1日	29	28	27.1	平成16年4月1日	
岡山県	30%(平成22年度まで)	88	86	24.0	平成16年4月1日	30	30	22.7	平成16年4月1日	
広島県	30%(平成17年度まで)	49	49	28.9	平成16年6月1日	27	27	19.7	平成16年6月1日	
山口県	30%(平成18年度まで)	61	51	26.8	平成16年4月1日	26	23	20.2	平成16年4月1日	
徳島県	40%(平成17年度まで)	60	57	30.5	平成16年4月1日	28	26	21.2	平成16年4月1日	
香川県愛媛県	40%(平成22年度まで) 40%(平成22年度まで)	54 124	49 120	26.9 32.2	平成16年4月1日 平成16年4月1日	30 28	27 25	24.2 24.0	平成16年4月1日 平成16年4月1日	
高知県	40%(平成22年度まで)	130	120	34.2	平成16年5月1日	28	28	30.7	平成16年4月1日	
	35%(平成17年度まで)	103	102	34.0	平成16年4月1日	30	27	25.7	平成16年4月1日	
	30%(平成18年度まで)	119	112	26.7	平成16年3月31日	28	26	22.5	平成16年3月31日	
	30%(平成21年度まで)	56	53	20.9			27	19.5		
	30%(平成17年度まで)	168	163			29	28	24.2	平成16年3月31日	
	30%(平成17年度まで)	113	98	24.5		26	25	22.2	平成16年3月31日	
	30%(平成17年度まで) 35%(平成22年度まで)	89 92	81 91	26.4 28.5	平成16年3月31日 平成16年3月31日	26 30	24 29	18.5 23.6	平成16年3月31日 平成16年3月31日	
	30%(平成22年度まで)	136	130	26.3	平成16年3月31日	32	30	28.1	平成16年3月31日 平成16年4月1日	
計	17.00	100	100	28.3	100 10 T T T T T T T T T T T T T T T T	52	50	23.0	1 19% 10 17 3 1 11	
		105	97	29.7	平成16年4月1日	13	12	24.4	平成16年4月1日	
仙台市	30%(平成19年度まで)	116	105	28.6		13	10	26.0	平成16年3月31日	
千葉市	30%(平成22年度まで)	126	93	22.7	平成15年8月1日	18	12	15.7	平成15年8月1日	
	35%(平成18年度まで)	132	114	31.8	平成15年8月1日	15	13	32.3	平成15年8月1日	
	30%(平成12年度まで)	215	193	27.1	平成15年6月1日	15	14	29.5	平成15年6月1日	
	40%(平成22年度まで) 35%(平成22年度までに	102	88	21.0	平成15年4月1日	25	16	19.8	平成15年4月1日	
京都市	35%(平成22年度までに 男女いずれの割合も少なくとも)	159	144	26.8	平成16年3月31日	27	20	25.3	平成16年3月31日	
大阪市	35%(平成17年度まで)	58	56	30.7	平成16年4月1日	14	13	33.0	平成16年4月1日	
	30%(平成19年度まで)	90	73	27.8	平成16年3月31日	16	15	24.1	平成16年3月31日	
	35%(平成22年度まで)	112	80	26.9	平成16年4月1日	15	13	24.8	平成16年4月1日	
	35%(平成22年度まで)	239	226	28.5	平成15年6月1日	18	13	27.7	平成15年6月1日	
	40%(平成20年度まで)	102	89	29.1	平成15年6月1日	15	14	27.0	平成15年6月1日	
計	35%(平成20年度まで)	169	137	23.5 27.2	平成16年4月30日	19	12	26.4 25.8	平成16年4月30日	
合計				28.1				23.7		
	 は政令により地方公共団体に置かなけ	わげかこ	かり金銭		L 亚式 15年 13日 昭力	しっています。	広が加援			

^{*}注1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会のうち、平成15年12月現在で内閣府が把握したもの。

^{*}注1 法律又に以令により地方公共団体に直かは1741はならない番譲宏のつる、平成 15年 12月現住で内閣がかた症のに (都道府県35審議会等・政令指定都市16審議会等) *注2 本表の審議会数などの数値には、対象の審議会等であっても調査時点で設置されていない、もしくは委員の任命を 行なっていない審議会等は含まれない。 *注3 計および合計欄の女性比率は、各都道府県および各政令指定都市それぞれの女性比率を単純平均した数値。 *注4 目標値および目標期限が複数設定されている場合は、一番高い目標値およびその目標期限を掲載している。